

# 廣報いずみざき

## 村民の動き

世帯人口	本月	1,070	前月	1,070
	数男女計	2,819		2,840
		2,949		2,982
		5,768		5,822

【毎月15日発行】

編集者 柴田 一 雄  
 総務課長 泉崎村 役場  
 発行所 泉崎村 印刷所  
 印刷所 泉崎村 印刷所

## 第一小学校給水施設成功

水に悩む第一小では昨年未泉崎小林地区に直経一・五メートル、深さ八・五メートルの井戸を掘り新校舎側に受水槽、ポンプ室、屋上に高架タンク等の設備を作り、教室、手洗場等に給水することができるようになった。

なお非常に備えて消火栓の装置



### 村交通指導員に酒井一氏等三名を委嘱

交通の頻繁化と事故の防止に対処するため交通指導員が全国に設置され人命の尊重と交通の指導に当たっているが、村でも四月一日左の各氏が委嘱され毎朝の登校時と、一年生の下校時、四号国道交叉点を重点に指導に当たっている。

泉崎 酒井 一一  
 太田川 渡辺 光男  
 堂ノ下 菊地忠三郎

〔写真は一年生を指導中の委員〕



もあり全を万期している。

井戸の水深は常時五メートルで約八トンの水を確保し、水中ポンプで受水槽に送られる。受水槽はポンプ室〔写真〕の下部に八トンを貯水でき、ポンプで屋上の高架タンクに送水する。高架タンクには約四トンを貯水し、給水する装置である。

## 役場人事異動

四月一日付で左の通り人事異動がありました。

- 総務課長 柴田 一雄
- 産業課長 田崎 二二
- 診療所事務主任 大野 次男
- 税務課勤務 野崎 仲夫
- 北住 好雄
- 総務課勤務 鈴木 義勝
- 農業委員会 徳積 良頭
- 笠井 由春
- 教育委員会 岡部 清
- 課内異動(旧) 社会衛生係

## 県議会議員選挙投票率

県議会議員選挙は四月十五日午前七時から村内七投票所で行われましたが、生活につながる身近な選挙のため出足もよく八六・六六%の投票率でした。なお村内各投票所別では次のとおり。

- 第一投票区(宿館、極富、入中、高根) 八七・三五%
- 第二投票区(原) 七八・三二%
- 第三投票区(太田川) 九〇・七六%
- 第四投票区(踏瀬) 九二・二一%
- 第五投票区(新田、堂ノ下) 九二・一一%
- 第六投票区(関和久宿方) 八五・八三%
- 第七投票区(瀬知房) 八三・二七%

小林治男(年金係)  
 小室憲整(国保係)  
 北沢喜一(総務課)

新採用  
 石川 栄(産業課)  
 藤田 喜雄(国保)  
 須藤 昇(税務課)  
 石川テル子(住民課)

総務課付  
 中野日広三  
 退職 佐川 忠男

沼井 勝利  
 勝利 忠男

### ●●●●● 森林火災予防

四、五月は季節風の影響で強風が続き乾燥していますので森林火災の発生し易い時期です。森林火災予防についてみなさんの御協力をお願いいたします。  
特に次の事柄に注意してください

- い。(1)、タバコの吸がらは完全に火が消えてからすてること。
- (2)、マッチの棒は完全に消すこと
- (3)、タキ火の後始末は完全消火を確かすること。
- (4)、造林地の下拵の火入れは少数の場合に少しづつ焼いて消すこと。

- (5)、開こん準備の場合等も周囲の立木の状況に応じて行なうこと
  - (6)、萱山焼の場合は、強風の日、異常乾燥時には中止すること。
- 泉崎村消防団  
産 業 課

### ◆農地被買収者国庫債

#### 券担保貸付

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律施行令第三条第二号の規定による、農地被買収者国庫債券の担保権設定に関する省令第五八条により貸付が行なわれることになったので、借受希望者は役場に申込み下さい。

- 一、借受者の資格 国債の記名者
- 二、貸付対象事業事業 資金に限る
- 三、貸付限度 一〇万円を限度とする

- 四、貸付期間 五年以内
- 五、貸付利率 年六分(延帯利息も同率)

- 六、償還方法 国債の償還日を支払日とする年賦償還とし国債の償還金を元利金に充当する

- 七、担 保 国債を徴する

詳細については役場にお尋ね下さい。

### ◆農地被買収者国庫債

#### 券の買上償還

- 一、買上対照者 農地被買収者国庫債券受領者であつて、生活保護法第十一条の保護を受けている者及び現に保護を受けていないが著しく生活に困窮

しているもので福祉事務所長が保護を要する状態に陥るおそれがあると認められたものに対して行なわれるものであり、必要な書類及び手続き等については役場にてご指導いたします。

給付金額	買上価格
一万円	七、二〇〇円
四万円	二三、〇〇〇円
八万円	四五、九〇〇円
一〇万円	六九、〇〇〇円
一四万円	九七、九〇〇円
二〇万円	一〇一、一〇〇円
三〇万円以上	一〇六、八〇〇円

### 国民健康保険と

#### 医療費

皆さん方ご承知のように、国民健康保険は、病気やケガでお医者さんにかかった場合、医療費の七割を負担(給付)してくる仕組みになっています。その運営の資金として、皆さん方に保険料を納めていただき、政府も負担し(政府は医療費の四割を負担します)足りない分は市町村が補っているわけです。ところが、この資金には限りがありますので、医療費がちよつとふえるとすぐ赤字になってしまいます。医療費がふえますと、それにに応じて保険料をあげるのがたてまえになっておりますので、ときには皆さん方に納めていただいている保険税を毎年値上げしなければならぬようなことにもなります。こういう心配は現実の問題として、いつも国民健康保

険にはつきまといています。そこで皆さん方にお願ひしたいのは、病気を早く見つけ、早く治療するようにして、少しでも医療費のムダづかいをやめてほしいということです。考えてみると、わたくしたちの周囲にはムダな点がまだまだいろいろあります。しかし、こゝうはいつても、病気になるつてもなるべくお医者さんにかゝらないように、などといっているのではありません。そのため国民健康保険です。病気になるつたらドンドン利用してください。

### 慶 弔 欄

#### 出生おめでとう

氏名	父名	住所
小林美保子	惣一	新田 27
佐藤 政信	政章	下宿 6
鈴木由美子	喜久	十郎兵衛 9
中畑 春江	正春	二ツ堂 25
佐々木啓一	高男	踏瀬 22
中畑 守	春弥	根岸 15
佐々木勝美	良勝	町頭 7
星 加代子	勝	〃 7
大森 克彦	重光	四ツ屋前 2
円谷 正人	正一	瀬川房後 39
横野留美子	勝吉	下町 84
橋本 克彦	勝	岩崎 1
田崎 薫	俊雄	漆久保 1
菊地つぎ子	忠一	行方地 43
穂積 春喜	義春	山寺 58
星 一義	亘	高屋 70

謹んでお悔み申し上げます

### 納 税

昭和四十二年度の納税もいよいよ今月より始まります。皆さんには納期について既に御存知の

ことと思いますが、いろいろ御都合もあることと存じますので更めて次のとおりお知らせします。

区分	税 目	期別
納期日		
4月30日	固定資産税 国民健康保険	1全1
6月30日	県 村 民 税	1
7月31日	固定資産税 国民健康保険	2 2 1
8月31日	県 村 民 税	2
10月31日	県 村 民 税 国民健康保険	3 3 2
11月30日	固 定 資 産 税	3
12月25日	県 村 民 税 国民健康保険	4 3
1月31日	固 定 資 産 税 国民健康保険	4 4
3月25日	国 民 年 金	4

# 農作物の晩霜対策について

四月下旬から五月上旬における晩霜の被害については、各農家においては充分御承知のことと思いますが、晩霜による農作物の被害防止と農家所得の安定のためにも十分なる資材の準備と対策についての心構えをより一層お願いいたします。

尚、予防霜策には次の事項を参照し、被害防止に万全策をお願いいたします。

## 凍霜害技術対策

各種類別技術対策については、別項のとおりであるが、共通な気象条件は次のとおり。

A、降霜のおそれのある気象条件イ、夜間空が晴れて澄み、星の光がきらめくとき。

ロ、風が弱く空気が乾いているとき。

ハ、前日の日中に冷い風が吹き、時々しぐれ性の小雨が降って肌寒く。夕方になって風が止み、晴れあがった場合は気温が著しく下る。

ニ、前記の条件で夕刻から気温が急に降下し、午後八時から十時ごろ、摂氏五度以下になったときは最も危険である。

B、最低気温の予想法

適当な場所の地上1・五米の高さに最低気温計を置き、最低気温を何日か測り、それと測候所の最低気温との差を求めておき、気象台及び測候所が発表する翌朝の最低気温から推定する。

一般に植物体面の温度が零下二〜三度に下ると凍害を起すといわれるが、霜が結ぶような時の地表面の温度は、地上1・五米の百葉箱内の気温が三度内外となれば、地表面の植物体は既に氷点二度位に低下していると考えるべきである。

## ◎ 一般農作物

農家で容易に入手出来、費用があまりかからない方法を作物の育成具合と考え合わせて実施すること。

1、ヒンク法

最も簡単な方法は農作物の上にしづつのわらや枯草などをかけてやる方法である。

苗床で夜間温度が下ることが予想されたら、コモ、ムシロなどをかけて霜にあわせたいようにすること。

本圃に定植したそさい類には、

わら、ビニール等をかける。

なお、本圃に移植するときには天気予想に注意し、晩霜の危険がなくなつてから植えだす。

馬鈴薯などで発芽したばかりの頃に霜のおそれのあるときは、幼芽を土またはモミガラをかければ完全に霜害を防ぐことができる。

麦は天肥として、堆肥の施用量が少いもの、肥料特に窒素肥料を多用したもの。また追肥が遅すぎたものは凍霜による被害が大きく白穂となるから、土入れを充分すること。

ビニール畑苗代は播種当時の降霜に対してはビニールの上にコモなどを被覆で保護し、除紙直後は夜間のみビニールを被覆する。

2、灌水法

最も効果があるのは苗代で、霜害が予想されるときは、夕方から苗代の水を深くして、苗がかくれようたツブリ水を入れ、翌朝日が昇つてから浅水にする。

## ◎ 果樹園

1、防止対策

凍霜害を防止するには、根物体の温度を安全限界温度以下に下げないよう火熱により加温することが最も有効である。

植物体の安全限界温度

生育の進度 (時 期)	なし (長十郎)	りんご	もも
蕾が色つくころ	-3.5°C	-3.8°C	-4.0°C
蕾が色つく頃、開花迄	-2.2°C	-2.5°C	-2.7°C
花から落花直後	-1.7°C	-2.0°C	-2.2°C
落花後10日から15日頃	1.2°C	-2.5°C	-2.7°C

(注) この安全限界温度は果樹の花及び幼果の温度であり、白葉箱では0.5〜1.0°C高いのが普通である。

### (1) 点火の時刻

霜夜の気温の降下は大体一定の速度で日の出まで続くと考えてよいから、おそくも夜半頃までにはその後の天候に特別の変化がない限り、最低温度と安全限界温度の継続時間を推測できる。

明朝安全限界温度以下に下ると予想されたら、前日没頃より場内の気温の下り方を観測する。

温度の観測は果樹園の地面から1・五米附近に裸の温度計をおき観測する。これを植物体の温度とみなしてよい。

安全限界温度以下に下る見込のある場合は、裸の温度計の示度が摂氏零度よりあまり下らないうちに点火するのがよい。

点火するには次のように注意する。

A、予想される最低温度に応じ、材料や、経費を考え果樹をどの程度保護するか定める。

イ、果樹の種類や発育の状態によつては、短時間ならばかなりの低温にも耐えるから早まつて点火してはならない。

ウ、点火後も温度を上げ過ぎないように、風や霧、雲等が出て温度が上り始めたなら直ちに火を減らすか消すこと。

エ、低温はしばしば二〜三日連続して襲うから、消費した燃料は補給しておいて明日に備えること。

(2) 燃焼の方法

重油燃焼器で一〇アル当り二〇カ所位加温すれば果樹園の気温は二度位高く維持することができ、火からの輻射の効果が更に大きい。

一〇アル当り火点数は重油燃焼器で二〇カ所、薪その他は二五〜三五カ所以上とする。

(3) 燃焼材料

重油を燃焼するには次のような重油燃焼器や空缶類等を使用すること。

(ア) 完全燃焼器

重油完全燃焼器(リターンスタックヒーター九立入四・五時間)

は、発熱量大で点火調節も容易であり、数年以上の使用に耐える。

(イ) 簡単な燃焼器

①、石油缶を半切し、上面にスベリ蓋をつける。(九立入四〜五時間)

【四面へつづく】

【三面よりつづく】  
 ⑤、⑥と略同様のドロップ缶のよ  
 うなもの（口の直径一三〜一四  
 ㎝）に短い煙突を立てる。  
 煙突は径九㎝、長さ四五㎝で、  
 上部一㎝を残して下部には径一  
 ・二㎝、中部には径〇・六㎝の  
 空気孔を六種八列互の目にあけ  
 更に下端にはやや深い切込を作  
 る。煙突は投込式で、自由に取  
 外せるようにする。

⑦、⑧と同じで煙突の長さを七五  
 ㎝とし、煙突の支えをつける。  
 点火は太縄などに石油をしみこ  
 ませ、それに点火して煙突の中  
 に入れ、重油の補給は柄杓など  
 で流し込み、消すには、蓋をし  
 める。

イ、薪  
 薪は一カ所に二把を配置し、重  
 油をかけて点火し、常に五〜六本  
 燃えているようにして三時間位続  
 けると、一〇アール当り〇・七一  
 ㎏必要である。

●桑園

全桑園を防除することは困難な  
 ので、春蚕期に利用する稚蚕用桑園  
 を主体に、桑苗園、植付一〜二年  
 目の桑園などを対象に防霜対策を  
 講ずる。

実施方法はいろいろあるが、大  
 きな面積に対しては重油燃焼法、  
 スプリンクラーによる撒水法、な  
 どがよく、小面積の場合、植付一  
 〜二年目の桑園などで、材料の準  
 備が可能な時は、コモ、ムシロ、  
 ワラなどによる包被法、桑苗、な  
 どで桑の芽があまり伸張していな  
 い時はモミスカ、オガクズなどで  
 被覆するのも良い。

近年、近代桑園式の草生栽培が  
 一般に普及しつつあるが、草生作  
 物であると霜害を受けやすいので  
 早目に刈取つておく。

また注意報が発令されてから各  
 種資料を準備しても間に合わない  
 場合が多いので、何時でも防霜対  
 策が出来るよう材料を桑園の近く  
 に準備したり、重油を備蓄するよ  
 う心掛けることが重要である。

◆各種防除法

(1)重油燃焼法

最近開発されたリタースタツ  
 クが、燃料が経済的で、火力の調  
 整も可能な上、労力も可成り節減  
 出来る。このほか、三〜五立入り  
 の空缶を利用し、重油を二〜三立

入れて燃焼する方法もある。

一〇アール当りの設置数はリタ  
 ースタツクの場合二〇基、空缶  
 の場合は大きさにより異なるが三  
 〜五立入りだと三〇〜四〇個もあ  
 ればよい。

また、リタースタツクの場合  
 は燃焼筒が高いので約三〇㎝程度  
 土の中に埋めるとよい。

重油の使用量は点火の早晚によ  
 つても違うが、一〇アール当り一  
 〇〇〜二〇〇立位は必要である。

点火時期の判断はなかなかむづ  
 かしいが一般的には気温が摂氏一  
 度に低下し、なお降下状態を続け  
 る可能性があるときに点火し、気  
 温を摂氏〇度C以下に下げないよ  
 うにする。せつかく点火しても日  
 の出直前の最も気温が低くなつた  
 ときに燃料が切れることのないよ  
 う巡回し、燃料を補給する。

なお、前日夕刻の気温の降下状  
 況、風の状態などを常に観測して  
 翌期は降霜の危険性が強い時は夕  
 方早目に就寝し体の疲労を出来る  
 だけ少なくするようにすること。

(2)その他の燃焼法

ゴム、タイヤ、薪、落葉などを  
 畦間で燃焼しても相当効果がある  
 が、材料が沢山必要なので準備す  
 るのに容易でない。点火時期など  
 は重油燃焼と同様だが、畦間の狭  
 い桑園では火力で桑の芽が焼ける  
 ことも考えられるので注意する。

(3)包被法

植付後の比較的若い桑園や稚蚕  
 用桑園でも面積の小さいところは  
 この方法がよい。材料はコモ、ム  
 シロ、などを利用して、一株づつ  
 材料を包んで上端と下端を結んで  
 おくだけでよいが、桑の芽が落ち  
 る心配があるので作業は二人一組  
 となつて行なうこと。

翌朝晩霜の危険のある時は夕方  
 から実施するようにする。この方  
 法だと一〇アール当り三〜四時間  
 を要するが効果はきわめて高い。

晩霜は二〜三日連続して起るこ  
 とが多いのでこの危険のある時は  
 包被したまま放置しておいてよい  
 が、三〜四日連続して放置すると  
 桑の芽を害するので注意する。

(4)被覆法

桑苗園や植付一年目で地際から  
 伐採してあるような場合にはこの  
 方法がよい。材料としては、モミ  
 ガラ、オガクズ、稲ワラなどで発  
 芽した芽がかくれる程度に被覆す

る。

(5)撒水法

スプリンクラーを用いて桑に撒  
 水する方法である。経費は相当か  
 かるが恒久対策としてはよい。但  
 し、大量の水が必要なので、豊富  
 な水源を確保しておかなければな  
 らない。

イネの収量構成  
 要素について

イネの収量に影響のある穂数、  
 一つの穂のモミ数、稔実歩合、玄  
 米の重量歩合を収量構成要素とよ  
 んでいます。これらの要素は生育  
 時期の気象や水田の土壌、品種、  
 苗代や田植えの時期、それに施肥  
 のしかた、風水害の有無、病害虫  
 の発生とその防除、草剤の使用  
 や水管理などによつて左右されま  
 す。約半年ほど水田に育つイネに  
 とつて、気象と土壌は大きな影響  
 を与えます。そこでイネの収量構  
 成要素を高めるには、その年の気  
 象に合った品種を選び、土壌管理  
 をよくし、その年の気象に応じた  
 栽培をする必要があります。その  
 ためには、良い苗を適期に植え、  
 根つきを良くし、分けつがそろい  
 しかも無効分けつを少なくし、適  
 当な穂数、粒数を確保するように  
 してやります。しかも、根張りを  
 良くし、健全な葉をつけて、充分  
 に同化作用が



行なわれるよ  
 うにする必要  
 があります。  
 (農林省統計  
 調査部作物統  
 計課・小林幸  
 三)

仔豚の豚コレラ予防注  
 射済証明書の交付手続  
 料が徴収されます

福島県手数料規則の一部改正に  
 伴い家畜伝染病予防法第六条及び  
 第三〇条の規定に基づく家畜の伝  
 染病予防注射を行なった旨の証明  
 書の交付を受けたときは、五月一  
 日より次のように手数料の徴収を  
 実施することになりましたので各  
 畜主にあつては御協力ください。

家畜注射の証明書

牛馬一頭につき五〇円  
 豚一頭につき二〇円



### 国民年金

#### 国民年金被保険者新規資格取得届出について

昭和二十二年四月から昭和二十三年四月一日までに生れた人は、国民年金法第十二条第一項の規定により資格取得届出を行ない、当然国民年金に加入しなければなりません。

昭和四十二年四月二日から昭和四十三年四月一日で満二十才になられる方は早く住民課国民年金係まで届出ください。しかし、次に該当する方は国民年金に加入する必要がありません。学生、恩給共済組合、厚生年金等に加入している者。

なお、詳しいことは年金係におたずね下さい。

#### 免除申請届について

あなたの所得がない場合、病気若しくは生活困難のため保険料の納付が出来ない場合等、保険料の免除基準に基づき免除申請が出来ます。

免除を受けた人は、住民課国民年金係までおいで下さい。

なお、昭和四十一年度第四期分国民年金保険料をまだ納めていない人は早く納入して下さい。

#### 春先に多い

#### おたふくかぜと はしか

春先から初夏にかけて、おたふくかぜや、はしかにかかるお子さんが多いようです。おたふくかぜは、伝染病で流行性耳下せん炎のことです。この病気の特徴は

- (1)、耳の下部がはれていたむす。
- (2)、熱が出る、などの症状があります。

こんな症状が出たら伝染病です。から。子どもが大勢集まる場所には出さないようにしてたいものです。

はしかもこの季節にかかりやすい病気です。

- (1)、バラ色やこげ茶色の発しんが
- (2)、頭痛がしたり、食欲がなくな

る。

- (3)、目が充血し結膜炎をおこすこともある。
  - (4)、のどが赤はくれ、せき、くしやみ、はな汁がでる。
- こんなときは医者にみてもらって下さい。

はしかそのものはさしてこわい病気ではありませんが、肺炎などを併発することが多いからです。

#### 教員異動

村内小、中学校の先生方に次のような異動がありました。

#### ▽転任

- 矢吹中へ 中学校菊地敏雄先生
- 湯本中へ 富士川武志先生
- 梁川中へ 丹治庸一先生
- 退 職 大竹京子先生
- 矢吹小へ 一小 水谷高大先生
- 白三小へ 菊地俊夫先生
- 白二小へ 室喜美子先生
- 滑津小へ 角田チカ先生
- 白一小へ 二小 小林一夫先生
- 真田房子先生
- △着任 松田守弘先生
- 中学校へ 矢吹中より
- 稲垣英司先生 西郷二中より
- 鈴木二三子先生 信夫中より
- 斎藤邦光先生 新卒
- 坂本敬子先生 〃
- 田村輝夫先生 〃
- 薄葉林司先生 小野田小より
- 白一小より
- 広瀬武夫先生 〃
- 矢吹小より
- 楠 光子先生 〃
- 白三小より
- 第二小へ 小川正子先生 雨田小より
- 古山トミ先生 中畑小より

#### 農業共済組合 だより

此の度皆様の農業共済組合が総代会の決議により合併いたしました。

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、東村、大信村、以上六つの農業共済組合が合併し新しい組合が四月一日より発足いたしました。名称も西白河農業共済組合とな

り、泉崎村の場合は、西白河農業共済組合泉崎出張所と名称が変更しましたが、仕事の内容等については今までと変わりませんので、組合員の皆様には不便はありません。又、人事の異動もありまして、出張所長に吉田仙蔵さん、職員は三本木正哉さん、田崎定男さんの三名となりました。

尚、宿直が廃止になりましたので夜間家畜の事故等、緊急を要する場合は、田崎定男さん宅(電話七八番)へ連絡をお願いします。

#### 側溝清掃に奉仕

下町及び上町、横町、太田川、新田の部落内を流れている側溝は土砂が入り雨が降るたびにはらんし、衛生上、交通の上からもまた災害時にはなんの役にも立ちませんので、今度関係部落に御協力をお願いしまして整備致しました。今後降雨期に入りますとますます各側溝が氾濫しますと、皆さん一人一人が何時でも美しい堀に、きれいな部落にする様心掛けたいものです。

産業課

#### 四月

四月の和名は「卯月」といいます。和名は陰暦が基準になつていますが、太陽暦にすると五月に当ります。

「うづき」の語源は、卯の花が咲く月であるからという説と、種などの農作物を植える月という意味の「植月(うえづき)」が縮まつて「うづき」となつたとする説があります。一般的には卯の花の説が知られています。

そのほか夏初月、清和、初夏、乾月などと呼ばれていますが、いずれも旧暦の陽気の事物によせた呼び名です。

卯の花は畑の境などにして「うづき」(空木)の花のことで四月末から五月の初めにかけて咲く白いかれんな花です。うづきは茎の中が空洞になつていて空木(うづき)と呼ばれるので、豆腐のからんことをうづきなどというのも、うの花に似ているからでしょう。